

避難確保計画の作成・提出に関するQ&A

種類	質問	回答
作成	いつまでに避難確保計画を作成しなければならないのか。	市町村への提出が義務化されているため、早急に提出をお願いします。
	避難確保計画を策定しない場合、罰則等はあるのか。	正当な理由がなく、作成の指示に従わないときは、その旨を公表することがあります。 なお、避難確保計画をご提出いただいた後、実地指導や立入検査等で確認させていただくこともありますので、提出後も適切な管理をお願いします。
	既に作成している消防計画との関連はどうなるのか。	消防計画とは別に作成していただいても構いませんし、既存の消防計画に必要な事項を追記していただくことも可能です。 なお、消防計画に追記していただいた場合、消防計画の変更となりますので、避難確保計画の提出とは別に、管轄消防署への届けも必要になります。
	避難確保計画の作り方はどこの部署に行けば教えてもらえるのか。	大東市HP（組織で探す→危機管理室→要配慮者利用施設における避難確保計画及び訓練結果報告について）をご確認いただいたうえで危機管理室までお問い合わせください。 HPには、避難確保計画のひな形や国土交通省作成の解説動画リンクを掲載しておりますので、それらを参考に作成していただくこともできます。
提出	提出後はどうなるのか。市役所からの連絡は。また事業者内で周知等する必要があるか。	市役所から内容についてお問い合わせする場合があります。 また、事業者内では、避難確保計画に基づいた避難訓練等を年に1度は実施する必要がありますので、必ず施設職員への周知をお願いします。
	今後、避難確保計画の内容が変更になった場合は再度提出の必要があるか。	計画が変更になった場合は、重要な変更（例：避難場所や経路の変更など）があった際にご提出をお願いします。 なお、軽微な変更の場合の再提出は不要です。
その他	ハザードマップを確認したい。	大東市HP（組織で探す→危機管理室→大東市総合防災マップ）をご確認ください。